

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00017 沿革 <u>平成 22 年 12 月 27 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(保険関係の成立)</p> <p>第 2 条 被保険者が、保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 1 年の間 (以下「保険関係成立期間中」という。) に<u>証券記載の輸出契約又は仲介貿易契約 (以下「輸出契約等」という。) の相手方と締結したすべての輸出契約等は、輸出契約等に係る保険金額の累計額が証券記載の引受保険金額上限額 (保険関係成立期間中に増額が行われた場合には、増額後の金額) に達するまで、日本貿易保険と保険契約者との間に輸出契約等の締結の日に保険関係が成立するものとする。</u></p> <p>第 3 条 ~ 第 10 条 (略)</p> <p>(保険契約の解除、失効)</p> <p>第 11 条 日本貿易保険は、第 20 条第 1 項及び第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p style="text-align: center;">一 ~ 二 (略)</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00017 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(保険関係の成立)</p> <p>第 2 条 被保険者が、保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 1 年の間 (以下「保険関係成立期間中」という。) に輸出契約又は仲介貿易契約 (以下「輸出契約等」という。) を締結した場合において、<u>輸出契約等の締結の日の属する月の翌月末日までにその旨を独立行政法人日本貿易保険 (以下「日本貿易保険」という。) に通知したときは、当該通知に係る保険金額の累計額が、この証券記載の引受保険金額上限額 (保険関係成立期間中に増額が行われた場合には、増額後の金額) に達するまで、その通知に係る輸出契約等につき日本貿易保険と保険契約者との間に輸出契約等の締結の日にさかのぼって、保険関係が成立するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による通知は、日本貿易保険に書面又は日本貿易保険が別に定める方法でなければならない。</u></p> <p>第 3 条 ~ 第 10 条 (略)</p> <p>(保険契約の解除、失効)</p> <p>第 11 条 日本貿易保険は、第 20 条第 1 項、<u>第 21 条第 3 項</u>及び第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p style="text-align: center;">一 ~ 二 (略)</p>	

2 保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなった証券記載の輸出契約等の相手方に係る部分は、その効力が発生する日から失効する。ただし、失効日より前に締結された輸出契約等について成立する保険関係に関しては、この限りではない。

一 ～ 二 (略)

3 この約款に特別の定めがない限り、保険契約の解除又は失効は、将来に向かってのみその効力を生じる。

第12条 ～ 第15条 (略)

(損失発生等の通知義務)

第16条 第1項 ～ 第3項 (略)

4 被保険者が損失発生通知又は危険発生通知をする場合、分割納付に係る保険料が未納であるときは、保険契約者は、日本貿易保険が定める期日までに当該保険料を納付しなければならない。

5 被保険者が、損失通知発生又は危険発生通知をすることを怠った場合、当該損失発生通知又は危険発生通知に係る輸出契約等の相手方と締結した輸出契約等について成立した保険関係は、第1項又は第2項に定める期間の末日の翌日にさかのぼって失効するものとする。

第17条 ～ 第20条 (略)

2 保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなった証券記載の輸出契約等の相手方に係る部分は、その効力が発生する日から失効する。ただし、失効日より前に締結された輸出契約等について第2条第1項に基づき成立する保険関係に関しては、この限りではない。

一 ～ 二 (略)

3 この約款に特別の定めがない限り、保険契約の解除又は失効は、将来に向かってのみその効力を生じる。

第12条 ～ 第15条 (略)

(損失発生等の通知義務)

第16条 第1項 ～ 第3項 (略)

4 損失発生通知又は危険発生通知を行う場合は、第2条第1項の規定にかかわらず、ただちに輸出契約等の締結の通知をしなければならない。

第17条 ～ 第20条 (略)

(輸出契約等の内容の変更)

第21条 被保険者が輸出契約等に基づく代金等に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者が当該変更

(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務)

第 21 条 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。

(保険料の納付等)

第 22 条 第 1 項 ～ 第 3 項 (略)

4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部を解除することができる。

第 5 項 ～ 第 8 項 (略)

第 23 条 ～ 第 25 条 (略)

の日の属する月の翌月末日までにその旨を日本貿易保険に通知しなければならない。

一 表示通貨又は代金等の決済が行われる通貨の変更
二 代金等の額の変更（当初又は内容変更通知後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更後の代金等の額の 5%未満のもの及び代金等の額の減少を除く。）

2 異種通貨決済輸出契約等であつて、第 2 条第 1 項の規定に基づく通知のときに、決済金額が確定していないものについて決済金額が確定した時は、代金等の額の変更があつたものとみなす。

3 日本貿易保険は、被保険者が第 1 項に規定する通知を怠つた場合、当該変更があつた時から保険契約の全部又は一部を解除できる。

(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務)

第 21 条の 2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。

(保険料の納付等)

第 22 条 第 1 項 ～ 第 3 項 (略)

4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。

第 5 項 ～ 第 8 項 (略)

第 23 条 ～ 第 25 条 (略)

(他の保険契約等との関係)

第 26 条 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約について、輸出手形保険が存在し、当該輸出手形保険契約に基づき、日本貿易保険が保険金を支払うべき場合には、この約款に基づく保険関係の第 8 条のてん補責任額は、第 6 条の損失額から当該輸出手形保険契約の保険金の額を控除した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額を限度とする。

2 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約等について、この約款のてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約（輸出手形保険を除く。）が存在し、かつ、当該保険契約のてん補責任額の合計額と第 8 条のてん補責任額との合計額（以下この条において単に「合計額」という。）が損失額を超える場合には、第 6 条の損失額に、第 8 条のてん補責任額の合計額に対する割合を乗じて得た額を支払保険金額とする。

3 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約等について、貿易一般保険、簡易通知型包括保険又は中小企業輸出代金保険が存在する場合、当該輸出契約等に係る保険関係は成立しないものとみなす。ただし、当該輸出契約等について、貿易一般保険包括保険（鋼材）（平成 13 年 4 月 1 日 01・制度・00010）及び貿易一般保険包括保険（化学品）（平成 13 年 4 月 1 日 01・制度・00011）が存在する場合は、この限りでない。

第 27 条 ～ 第 38 条 （略）

附 則

1. この改正は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。

2. この改正前に既に締結された保険契約については、平成 23 年 1 月 1 日以降この約款を適用する。

(他の保険契約等との関係)

第 26 条 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約について、輸出手形保険が存在し、当該輸出手形保険契約に基づき、日本貿易保険が保険金を支払うべき場合には、この約款に基づく保険関係の第 8 条のてん補責任額は、第 6 条の損失額から当該輸出手形保険契約の保険金の額を控除した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額を限度とする。

2 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約等について、この約款のてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約（輸出手形保険を除く。）が存在し、かつ、当該保険契約のてん補責任額の合計額と第 8 条のてん補責任額との合計額（以下この条において単に「合計額」という。）が損失額を超える場合には、第 6 条の損失額に、第 8 条のてん補責任額の合計額に対する割合を乗じて得た額を支払保険金額とする。

第 27 条 ～ 第 38 条 （略）